

令和 8 年度船橋市秋季市民バスケットボール大会

代表者会議(検討事項)

1 審判講習会受講の義務化（令和 9 年度春季大会から導入）

【理由】

- ・ より質の高い大会を目指し、審判技術の向上を図る。
- ・ 各チームにおける有資格者の増員を目指す。

【方法】

- ・ 各チームは、申込書に審判講習会の受講対象者を記名する。（記載必須）
※申込書の新様式参照（別添資料）
 - ・ 協会は各チームの審判配当の際に、上記受講対象者の個人名で配当する。
 - ・ 受講対象者の審判時に講師を配置する。
- ★上記受講対象者以外に更新講習（2 年に 1 回）の受講希望者も認める。

男性 50 歳以上の部・60 歳以上の部は対象外とし、希望受講のみとする。

2 65 歳以上の部の新設（令和 9 年度春季大会から導入）

【理由】

- ・ 現行「60 歳以上の部」の出場者の年齢幅が拡大しているため。

【参加規定及び特別ルール】

- ・ 原則として男性は 65 歳以上(年度末年齢)であること。また、女性は 60 歳以上であること。
- ・ 女性の出場は各ピリオド 2 名までとする。
- ・ 特別ルールとして、75 歳以上のプレイヤーの得点は次のとおりとする。

通常の 2 点ゴール→3 点 3 点ゴール→4 点 フリースロー→通常

※該当者はスコアシートのメンバ表にマーカーで表示すること。

3 60 歳上の部の試合日について

- ・ 参加チーム数の増加により、1 日開催から 2 日間開催へ変更する。